

北海道福祉のまちづくり条例の駐車場の整備基準について

北海道福祉のまちづくり条例に基づき、多数の者が利用する建築物には、車いす使用者が利用できる駐車場を整備するとともに、車いす使用者に配慮して、駐車場から出入口までの通路を整備する必要があります。

整備基準とその解説

車いす使用者用駐車施設の設置

多数の者の利用に供する駐車場には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。

【駐車施設の数】

ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とすること。

- (計算例)
- ・ 駐車台数が 100 台の場合
 $100 \times 1/50 = 2 \rightarrow$ 車いす使用者用駐車施設が 2 以上必要
 - ・ 駐車台数が 500 台の場合
 $500 \times 1/100 + 2 = 7 \rightarrow$ 車いす使用者用駐車施設が 7 以上必要
 - ・ 駐車台数が 1,000 台の場合
 $1,000 \times 1/100 + 2 = 12 \rightarrow$ 車いす使用者用駐車施設が 12 以上必要

【位置及び雪・路面凍結への配慮】

イ 車いす使用者用駐車施設は、建築物等への経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮した構造とすること。

- ・ 駐車施設は、玄関などの建物の出入口にできるだけ近い位置に設置します。
- ・ 降雪時や路面凍結時にも車いす使用者が円滑に移動できるよう、駐車施設及び駐車施設と建物の出入口を結ぶ通路には、屋根、ひさし、又は消融雪装置を設けます。

【幅員】

ウ 幅員は、350 センチメートル以上とすること。

- ・ 「幅員 350 センチメートル」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車に容易に乗降できる幅です。

【表示】

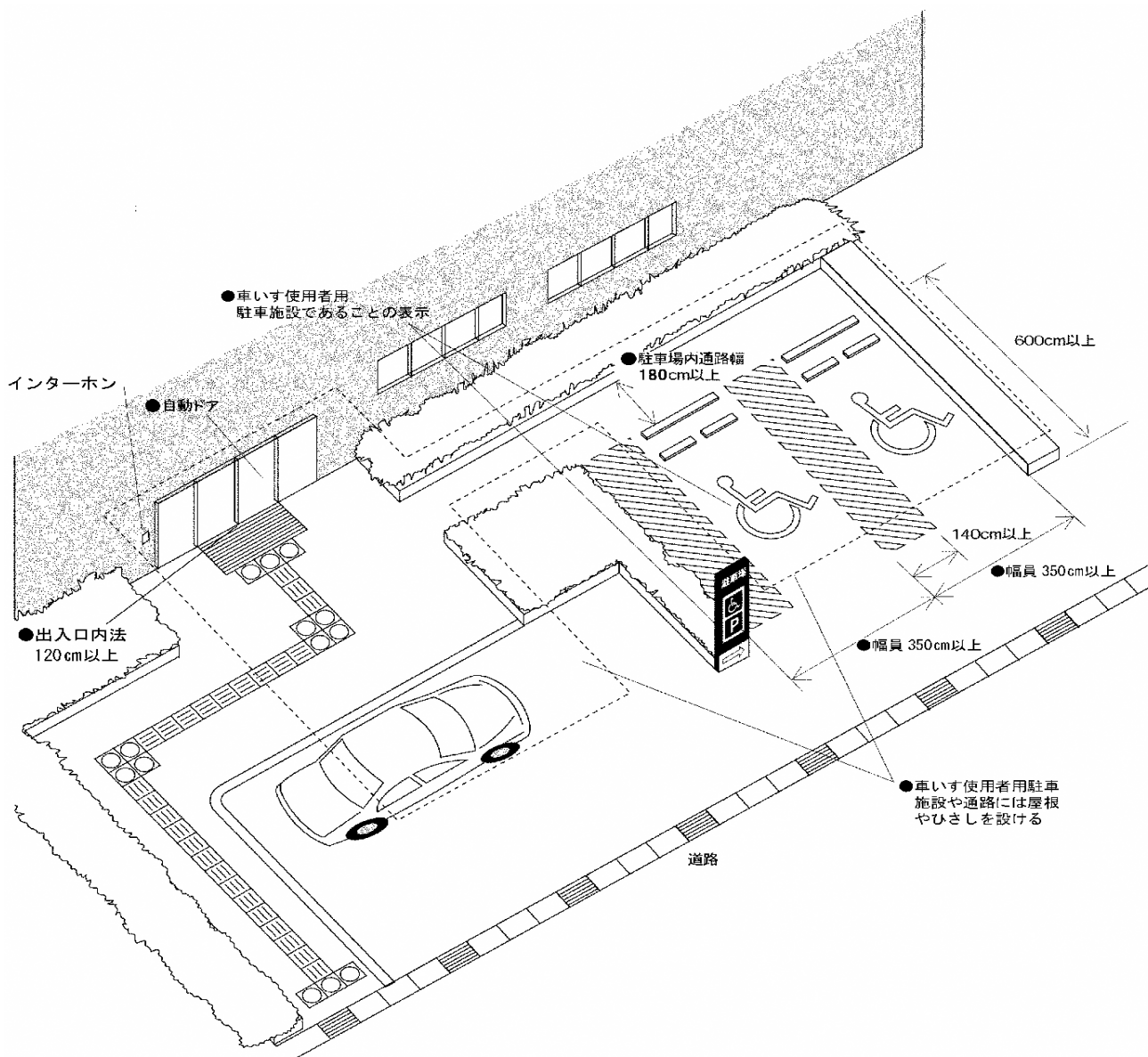
エ 車いす使用者用である旨を積雪等に配慮した方法により表示すること。

- ・ 車体用スペースの路面に「国際シンボルマーク」を塗装により表示します。
- ・ 立て看板等により表示する場合は、地域における積雪の状況等に応じた高さに配慮する必要があります。
- ・ 表示する際には、色覚障害のある人にも情報を正確に伝達できるよう、色使い、配色に工夫するとともに、色だけで情報を伝えず、図形や文字を組み合わせたデザインに配慮する必要があります。

オ 必要に応じ、出入口までの経路について誘導標示を行うこと。

- ・ 出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路について、誘導標示に配慮する必要があります。

整備例



整備の期待される事項

- 車いす使用者が車体のどちら側からも乗降できるよう、車体スペースの両側に 140 cm 以上の乗降スペースを設けること。
- 奥行きは、600 cm以上とすること。
- 駐車場内又は通路には、必要に応じて消融雪装置を設置すること。
- 乗降用スペース床面に斜線標示を行うこと。
- 車いす使用者用駐車施設から出入口までの通路は、ロードヒーティングとすること。
- 誘導標示には、「車いす使用者用駐車施設」の表示をするとともに、一般の駐車が行われないよう注意を徹底してください。

条例上の届け出先、問い合わせ先

※小樽市、釧路市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市内の案件についてはそれぞれの市の福祉のまちづくり担当課となり、それ以外の市町村の案件についてはそれぞれの市町村の属する各（総合）振興局建設指導課となります。

ただし、札幌市、函館市、苫小牧市については、独自に福祉のまちづくり条例を制定しておりますので（それぞれ独自の条例を持っており、道条例は適用しません。）それぞれの福祉のまちづくり担当課へご確認願います。